

# 介護サービス情報の公表制度の概要

## 介護サービス情報の公表制度の主旨

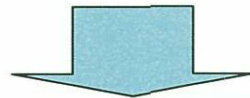
### 【介護サービス情報の公表の制度とは】

・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み

※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。

※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。

- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

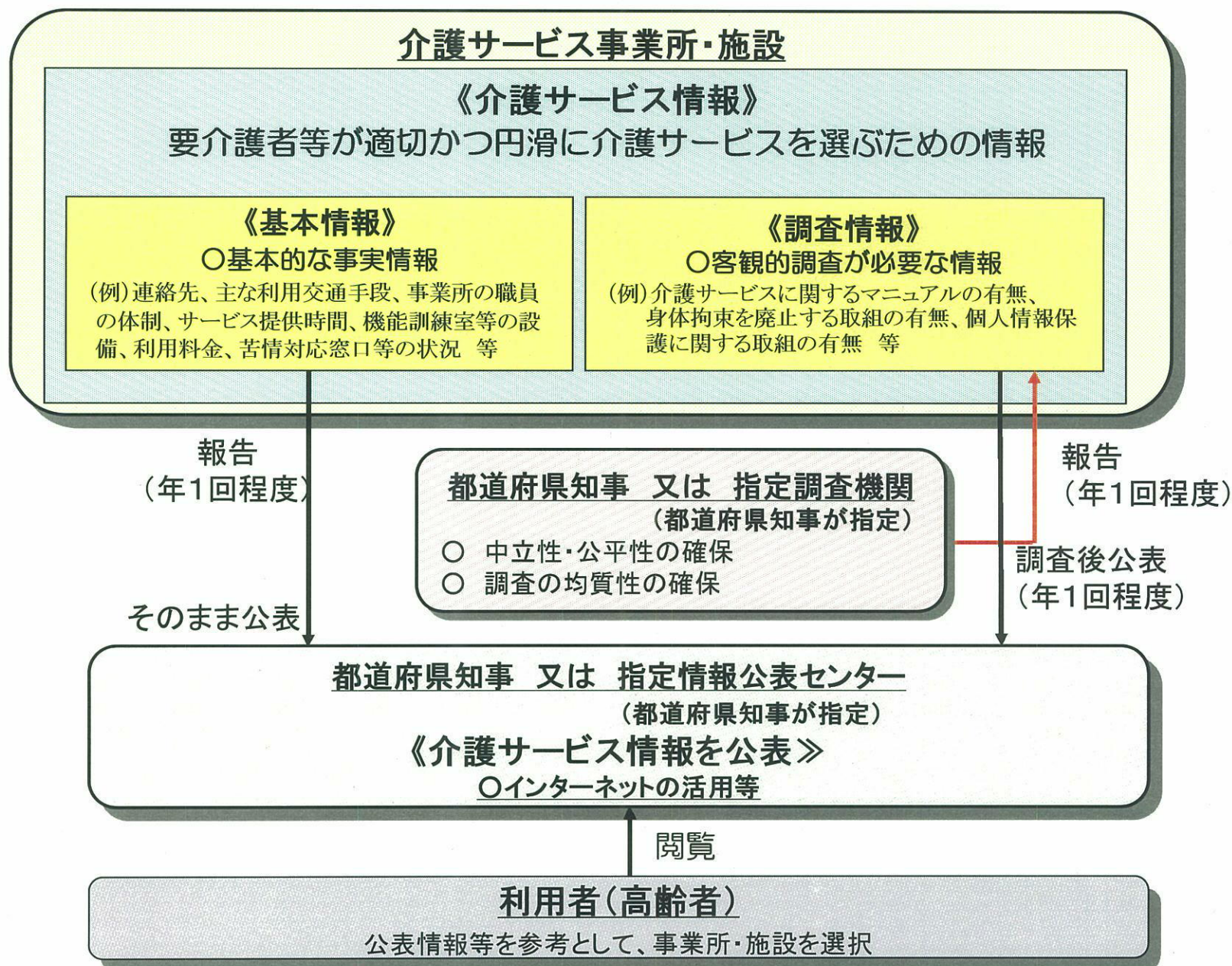


・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。

・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。



# 介護サービス情報の公表制度の仕組み



# 指定情報公表センター・指定調査機関の指定状況

(平成19年7月1日現在)

## 指定情報公表センター

|         |    |      |
|---------|----|------|
| 都道府県直営  | 6  | 13%  |
| 社会福祉協議会 | 28 | 60%  |
| 財団法人    | 4  | 8%   |
| 社団法人    | 2  | 4%   |
| NPO法人   | 1  | 2%   |
| 国保連合会   | 6  | 13%  |
| 合 計     | 47 | 100% |

## 指定調査機関

|                |     |      |
|----------------|-----|------|
| 都道府県直営         | 0   | 0%   |
| 社会福祉協議会        | 36  | 13%  |
| 社会福祉法人 (社協を除く) | 5   | 2%   |
| 財団法人           | 13  | 5%   |
| 社団法人           | 23  | 8%   |
| NPO法人          | 99  | 36%  |
| 国保連合会          | 2   | 1%   |
| 有限会社           | 35  | 13%  |
| 株式会社           | 55  | 20%  |
| その他            | 5   | 2%   |
| 合 計            | 273 | 100% |



## 調査員の登録状況

(平成19年7月1日現在)

|     | 調査員数<br>(人) | 構成割合 |
|-----|-------------|------|
| 常勤  | 1,092       | 12%  |
| 非常勤 | 8,017       | 88%  |
| 合計  | 9,109       | 100% |

## 情報公表対象事業所数

(平成19年7月1日現在)

|             |         |
|-------------|---------|
| 訪問介護        | 24,464  |
| 訪問入浴介護      | 2,334   |
| 訪問看護        | 8,328   |
| 訪問リハビリテーション | 2,454   |
| 通所介護        | 20,013  |
| 通所リハビリテーション | 6,362   |
| 特定施設入居者生活介護 | 2,095   |
| 福祉用具貸与      | 6,169   |
| 居宅介護支援      | 28,459  |
| 介護老人福祉施設    | 5,794   |
| 介護老人保健施設    | 3,436   |
| 介護療養型医療施設   | 2,263   |
| 合計          | 112,171 |

# 介護サービス情報の公表制度の問題点と対応

介護サービスの情報の公表制度については、利用者や介護サービス事業者等から下記のような問題点があると指摘が寄せられていることから、指摘事項に対しては逐次対応し、制度の適切な運用を図っているところである。

1 利用者等に対して制度の周知が不十分なのではないか。開示されている情報の項目が、利用者の選択に資するものになっていないのではないか。

## 【現状】

- ・ 公表画面アクセス数(平成19年5月現在) 約22万件  
(※システム不具合等によりアクセス数が抽出できない4県を除くデータ)

## 【対応】

- ・ 政府公報等を通じ、利用者への制度の普及啓発に努めているところ
- ・ 全国会議等において、各都道府県に対し、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く本制度の活用について普及啓発を行うよう要請しているところ
- ・ 今後、情報の項目の妥当性について検討を進める。

2 事業運営の透明性の確保が不十分なのではないか。

## 【現状】

- ・ 全国会議等において、本制度の事業運営について、運営状況の開示を要請してきたところであるが、  
20都道府県については運営状況開示済み(予定含む)  
27県については、未開示 (平成19年10月時点)

## 【対応】

- ・ 全国会議等において、各都道府県に対し、各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行うことによって事業運営の透明性を確保を図り、幅広く国民の理解を得られる制度となるよう、適切な対応を行うことを要請しているところ

### 3 手数料水準が事業運営のコストに見合ったものでなく、過剰な負担となっているのではないか。

#### 【現状】

- ・ 各都道府県が、事業所に対する調査体制、地理的条件等を踏まえて算定し、都道府県条例で手数料を定めている。

- ・ 手数料設定状況(全国平均) 約5万4千円

(調査事務手数料 約4万1千円 情報公表事務手数料 約1万3千円)(平成19年7月1日現在)

#### 【対応】

- ・ 一昨年より、全国会議等において、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも理解が得られるものとなるように、必要な条例の見直し等適切な対応を図るよう、累次要請してきているところ。本年1月16日に開催した全国厚生労働関係部局長会議においても、再度、同様の要請を行ったところ。

- ・ また、昨年12月4日付けで、各都道府県に対して事務連絡を発出し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる水準の手数料に引き下げるなど必要な条例の見直し等の取組を行うよう、重ねて依頼したところ